

# 資料 3

## ＜資源・エネルギー・新技術部会を非公開とすることについて＞

### 1. これまでの資源・エネルギー・新技術部会について

湖南中部浄化センターの次期汚泥処理方式については、今年3月の滋賀県下水道審議会資源・エネルギー・新技術部会において示された「中間とりまとめ」における下水汚泥の有効利用方針をもとに、同部会で審議しているところ。

下水汚泥の処理方式は技術革新が著しい分野であるため、処理方式選定の一助として民間各社に公募を行い、9月末で締め切ったところ。

### 2. 非公開とする理由

次回以降の資源・エネルギー・新技術部会では、民間企業からの提案内容を踏まえた最適な処理技術を審議するが、その審議を行う同部会については以下の理由により非公開としたい。

- 1) 民間企業からの提案技術は、民間各社の独自技術を含むことから、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。
- 2) 公募要綱において「処理方式および事業方式の方向性の検討内容等については、非公表とします。」と示しており、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるため。

・滋賀県下水道審議会における会議の公開方針 第2条第2項(1)

### 3. 資源・エネルギー・新技術部会スケジュール (参考)

	議題
第1回(H29.6.14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖流域下水道事業の沿革と汚泥処理の経緯</li> <li>・各処理区における汚泥処理の現状</li> <li>・今後の審議事項および審議スケジュール</li> </ul>
第2回(H29.11.27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥処理技術の現状、事例紹介</li> <li>・琵琶湖流域下水道における適応性について</li> <li>・琵琶湖流域下水道における汚泥処理方式検討方針について</li> </ul>
第3回(H30.3.14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖流域下水道における汚泥処理方式検討方針</li> <li>・中間とりまとめ</li> </ul>
第4回(H30.6.29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募内容の案について</li> </ul>
第7回 滋賀県下水道審議会(H30.10.25)	
第5回※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募結果について (予定)</li> <li>・事業手法について (予定)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">非公開を予定</div>
第〇回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖南中部浄化センター次期汚泥処理方式について (予定)</li> <li>・答申 (予定)</li> </ul>
第8回 滋賀県下水道審議会	

※1 「公募結果による最適な処理技術」の審議の進行によって、部会を2回(第5回、第6回)実施する可能性があり、その場合は、第5回、第6回ともに非公開となります。

## 参考

### 滋賀県下水道審議会における会議の公開方針の抜粋

#### 第2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 審議会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、会長が審議会に諮って会議を非公開とすることができる。
  - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

### 滋賀県情報公開条例第6条の抜粋

#### (公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

～ 中略 ～

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況などに照らして合理的であると認められるもの